

東大阪市公告式条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市公告式条例の一部を改正する条例

東大阪市公告式条例（昭和42年東大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、公布する事項について、規則で定めるところにより、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、急施を要するとき、又は災害その他特別の事情があるときは、市役所前の掲示場に掲示して行うことができる。

第4条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

東大阪市公告式条例新旧対照表

新	旧
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>条例の公布は、公布する事項について、規則で定めるところにより、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、急施を要するとき、又は災害その他特別の事情があるときは、市役所前の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>条例の公布は、市役所前の掲示場に掲示して行なう。</u></p> <p>(市の機関の定める規則及び規程の公表)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議会又は議会の議長の定める規則で公表を要するものについては、第2条の規定を準用す</u></p>

る。この場合において、同条第1項中「公布の旨」とあるのは「制定の旨」と、「市長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。